



輝ける人を  
表彰します

市では、文化（芸術、科学）活動及びスポーツ活動において優秀な成績を収めた個人・団体を表彰しています。小中学生は学校長推薦、一般（高校・大学を含む）は推薦及び申出になります。

■対象期間 平成26年1月～12月に開催される大会・展覧会等

（年末までに結果が出るものも含む）

■締切日 11月14日（金）（締切日以降の大会等については随時受付）

■表彰式

・市長表彰・教育委員会表彰

・体育協会会長表彰

……………平成27年4月

■申請先

【文化活動】 教育総務課まで

【スポーツ活動】 小中学生の学校長推薦

は教育総務課、一般（高校・大学を含む）の推薦及び申し出はスポーツ振興課まで。

詳細は下記までお問い合わせください。 ※申請書様式は、市ホームページに用意してあります。

※表彰者の決定は、表彰ごとの基準により審査会の審議を経ての決定となります。そのため、申請者（申出者）全員が表彰の対象とならない場合があります。ですので、あらかじめご了承ください。

# 文化活動及びスポーツ活動に

# おける表彰制度のご案内

区分	問合	活動	表彰の基準
市長表彰【市民賞】	総合政策課 ☎(40)5550	文化	国の行政機関が主催、共催または後援する評価が定着している全国規模以上の展覧会、コンクール等において、最高位またはこれに準ずる成績を収めた市内に在住、在学、在勤する方
		スポーツ	下記に規定する全国規模以上の各種競技会（県主催の予選会等を経て県を代表して出場する国内大会）において、優勝またはこれに準ずる成績（3位以上）を収めた市内に在住、在学、在勤する方 ・国民体育大会 ・財団法人日本体育協会加盟の中央競技団体が主催する大会 ・全国小・中・高等学校体育連盟が主催する大会 ・全国高等学校野球連盟が主催する大会 ・日本選手権大会 ・全日本学生選手権大会 ・日本障害者スポーツ協会が認めた障害者全国大会
市長表彰【市民栄誉賞】		文化	国を代表して参加する世界的な展覧会等において、特に本市の名声を高め、広く市民に敬愛されている市内に在住、在学または在勤する方及び本市出身の方
		スポーツ	下記に規定する各種競技会（国際大会）において活躍し、本市の名声を高め、広く市民に敬愛されている市内に在住、在学または在勤する方及び本市出身の方 ・オリンピック・パラリンピック・デフリンピック 入賞 ・ワールドカップ 入賞 ・世界選手権大会（ジュニア大会を含む） 入賞 ・ユニバーシアード大会 入賞
教育委員会表彰【優秀優良者】	教育総務課 ☎(52)1117	文化活動	下記の大会等において、いずれかの成績を収めた市内に在住する若しくは市内の小中学校に在籍する個人または市内に所在する団体【小中学生（市外の学校へ通学する方も含む）】 ・県大会や県コンクール 最優秀の成績 ・県、県教育委員会主催の作品募集 最優秀の成績 ・県代表として全国大会等 優秀な成績 ・全国規模以上の大会等 優秀な成績 【一般（高校・大学生を含む）】 ・全国規模以上の大会等 優秀な成績 ※以上の大会等は、国または県の行政機関が主催、共催または後援するものに限ります。 ※市長表彰対象者は除く

区分	問合	活動	表彰の基準
教育委員会表彰【優秀優良者】	教育総務課 ☎(52)1117	スポーツ	下記の大会等において、いずれかの成績を収めた市内に在住する若しくは市内の小中学校に在籍する個人または市内に所在する団体【小中学生（市外の学校へ通学する方も含む）】 栃木県中学校体育連盟実施競技において ・県大会 優勝 ・県大会より上位の大会 優秀な成績 【高校生（市外の学校へ通学する方も含む）】 栃木県高等学校体育連盟または栃木県高等学校野球連盟実施競技において ・県大会 優勝 ・県大会より上位の大会 優秀な成績 【一般】 栃木県体育協会加盟競技団体実施競技において ・県大会 優勝 ・県大会より上位の大会 優秀な成績 ※市長表彰対象者は除く
体育協会会長表彰【一般表彰】	スポーツ振興課 ☎(52)1124	スポーツ	体育協会の加盟団体代表者から推薦のあった下記の大会に出場し、基準に該当する個人または団体 ・国民体育大会 出場 ・全国大会 出場 ・関東大会 優秀な成績 ・県民スポーツ大会 優勝 ・スポーツ少年団交流大会：県大会（小学生）優勝 ・スポーツ少年団交流大会：県大会より上位の大会（小学生） 優秀な成績 ※市長表彰者・教育委員会表彰者は除く
福祉事務所長表彰	社会福祉課 ☎(52)1112	スポーツ・福祉	福祉の振興発展に貢献し、その功績が顕著なもの及び模範となる業績または功績があった個人または団体 ・栃木県障害者スポーツ協会主催による大会 優勝 ・全国健康福祉祭 優勝・最優秀賞 ・地域福祉に貢献し、福祉事務所長が特に認めるもの ※この規定による表彰を受けた者は除く